

岩手県市町村総合事務組合規則第4号（令和5年3月30日公布）

市町村職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

市町村職員退職手当支給条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第12号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>（支給条例第10条第3項に規定する規則で定める要件）</p> <p>第27条の7 支給条例第10条第3項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）を受けていないこと。</p> <p>(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算して職員としての在職期間（支給条例第10条第4項、第10条の4第1項及び第11条の2第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間を含むものとされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来</p>	<p>（支給条例第10条第3項に規定する規則で定める要件）</p> <p>第27条の7 支給条例第10条第3項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けていないこと。</p> <p>(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（支給条例第10条第4項、第10条の4第1項及び第11条の2第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間を含むものとされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項に規定する旧地方公務員法勤務延長期限若しくは同条第6項の規定により延長された期限の到来により退職した場合又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合</u></p> <p>ウ 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した場合（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来</p>

改正前	改正後
<p>により退職した場合を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 前項各号に掲げる期間に準ずる期間</u></p> <p>(管理者への報告)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 組合市町村等の長は、当該退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨をそれぞれ当該各号に掲げる報告書により速やかに管理者に報告しなければならない。</p> <p>(1) 当該退職をした者が、当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「<u>再任用職員に対する免職処分</u>」という。)を受けたとき <u>再任用職員免職処分に関する報告書</u>(別記様式第32号)</p> <p>(2) 当該懲戒免職等処分機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたと</p>	<p>により退職した場合を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 配偶者同行休業をした期間</u></p> <p><u>(7) 前各号に掲げる期間に準ずる期間</u></p> <p>(管理者への報告)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 組合市町村等の長は、当該退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨をそれぞれ当該各号に掲げる報告書により速やかに管理者に報告しなければならない。</p> <p>(1) 当該退職をした者が、当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分</u>」という。)を受けたとき <u>定年前再任用短時間勤務職員免職処分に関する報告書</u>(別記様式第32号)</p> <p>(2) 当該懲戒免職等処分機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為</p>

改 正 前

き 懲戒免職等処分を受けるべき行為  
に関する報告書（別記様式第33号）

別記様式第32号（第30条関係）（表面）

第 号 年 月 日			
岩手県市町村総合事務組合管理者 殿			
市町村長等氏名		印	
<u>再任用職員免職処分に関する報告書</u>			
市町村職員退職手当支給条例施行規則第30条第3項の規定により、次のとおり報告します。			
免職処分にした者の氏名	採用年月日	勤続期間	年月
退職年月日	年月日		
退職時の市町村等名			
退職時の職名	退職時の給料月額	(職級 号給)	
処 分 者			
免職処分にした者が行った非違の内容			
退職手当の一部不支給、一部返納又は一部内付に係る勘案すべき事情			
1 処分を行った根拠 (※1)			
2 特に参酌すべき情状 (※2)			

別記様式第39号（第34条関係）

岩総合第 号 年 月 日			
殿			
岩手県市町村総合事務組合 管理者		印	
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書			
下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、市町村職員退職手当支給条例第20条第1項の規定により通知します。			
なお、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたことを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことがあります。			
記			
退職をした者の氏名			
退職手当の受給者の氏名			
既に支払われた一般の退職手当等の額			円
市町村職員退職手当支給条例第20条第1項の規定により控除される失業者退職手当額			円
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由			

改 正 後

をしたと認めたとき 懲戒免職等処分  
を受けるべき行為に関する報告書（別  
記様式第33号）

別記様式第32号（第30条関係）（表面）

第 号 年 月 日			
岩手県市町村総合事務組合管理者 殿			
市町村長等氏名		印	
<u>定年前再任用短時間勤務職員免職処分に関する報告書</u>			
市町村職員退職手当支給条例施行規則第30条第3項の規定により、次のとおり報告します。			
免職処分にした者の氏名	採用年月日	勤続期間	年月
退職年月日	年月日		
退職時の市町村等名			
退職時の職名	退職時の給料月額	(職級 号給)	
処 分 者			
免職処分にした者が行った非違の内容			
退職手当の一部不支給、一部返納又は一部内付に係る勘案すべき事情			
1 処分を行った根拠 (※1)			
2 特に参酌すべき情状 (※2)			

別記様式第39号（第34条関係）

岩総合第 号 年 月 日			
殿			
岩手県市町村総合事務組合 管理者		印	
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書			
下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、市町村職員退職手当支給条例第20条第1項の規定により通知します。			
なお、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたことを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことがあります。			
記			
退職をした者の氏名			
退職手当の受給者の氏名			
既に支払われた一般の退職手当等の額			円
市町村職員退職手当支給条例第20条第1項の規定により控除される失業者退職手当額			円
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由			

改 正 前	改 正 後																								
<p>別記様式第40号（第34条関係）</p> <p style="text-align: right;">岩総合第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">岩手県市町村総合事務組合 管理者 印</p> <p style="text-align: center;">懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた旨の通知書</p> <p>下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められましたので、市町村職員退職手当支給条例第 20 条第 1 項の規定により通知します。</p> <p>なお、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたことを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことがあります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>退職をした者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職手当の受給者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既に支払われた一般の退職手当等の額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>市町村職員退職手当支給条例第20条第1項の規定により控除される失業者退職手当額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた理由</td> <td></td> </tr> </table>	退職をした者の氏名		退職手当の受給者の氏名		既に支払われた一般の退職手当等の額	円	市町村職員退職手当支給条例第20条第1項の規定により控除される失業者退職手当額	円	懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた者		懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた理由		<p>別記様式第40号（第34条関係）</p> <p style="text-align: right;">岩総合第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">岩手県市町村総合事務組合 管理者 印</p> <p style="text-align: center;">懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた旨の通知書</p> <p>下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められましたので、市町村職員退職手当支給条例第 20 条第 1 項の規定により通知します。</p> <p>なお、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたことを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことがあります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>退職をした者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職手当の受給者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既に支払われた一般の退職手当等の額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>市町村職員退職手当支給条例第20条第1項の規定により控除される失業者退職手当額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた理由</td> <td></td> </tr> </table>	退職をした者の氏名		退職手当の受給者の氏名		既に支払われた一般の退職手当等の額	円	市町村職員退職手当支給条例第20条第1項の規定により控除される失業者退職手当額	円	懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた者		懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた理由	
退職をした者の氏名																									
退職手当の受給者の氏名																									
既に支払われた一般の退職手当等の額	円																								
市町村職員退職手当支給条例第20条第1項の規定により控除される失業者退職手当額	円																								
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた者																									
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた理由																									
退職をした者の氏名																									
退職手当の受給者の氏名																									
既に支払われた一般の退職手当等の額	円																								
市町村職員退職手当支給条例第20条第1項の規定により控除される失業者退職手当額	円																								
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた者																									
懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められた理由																									
備考 改正部分は、下線の部分である。																									

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第4項又は附則第8条第6項の規定により同法第29条第3項の規定の適用を受ける職員に対するこの規則による改正後の市町村職員退職手当支給条例施行規則第30条及び別記様式第32号の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第4項又は附則第8条第6項の規定により同法第29条第3項の規定の適用を受ける職員」とする。
- 3 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の市町村職員退職手当支給条例施行規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の市町村職員退職手当支給条例施行規則の様式によるものとみなす。